

事務連絡
令和6年2月16日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	事業振興部	技術管理課長	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	空港管理課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
		企画調整課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

国土交通省

大臣官房	会計課	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
官庁営繕部	管理課	課長補佐
	計画課	企画専門官
港湾局	総務課	専門官
	技術企画課	港湾工事安全推進官
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部	空港技術課 課長補佐
	交通管制部	交通管制企画課 課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する
入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和6年2月16日付け国不建キ第65号、国港技第112号）により令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、

遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和6年3月1日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和6年3月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新労務単価を適用して見積りを行い入札するよう周知すること。

(2) 令和6年2月29日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和6年2月16日付け国会公契第25号、国官技第344号、国営管第443号、国営計第155号、国港総第619号、国港技第109号、国空予管第1448号、国空空技第535号、国空交企第406号、国北予第18号。以下「特例措置通知」という。）第二(1)に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事について

令和6年2月29日以前に契約を締結した工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和6年3月1日において工期の始期が到来していないもの

受注者に対し、特例措置通知第二(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

(2) 令和6年3月1日において工期の始期が到来しているもの

受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3. 特例措置通知第二(1)に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式の実施について」(平成23年9月14日付け国地契第30号、国官技第183号、国北予第20号)及び「総価契約単価合意方式の実施について」(平成27年3月24日付け国港総第501号、国港技第121号)に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例措置通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書及び「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書をいう。)に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。